

議案第7号

大口町基金条例の一部改正について

大口町基金条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和2年3月16日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、江南丹羽環境管理組合環境美化センターの解体に係る事業に要する経費の財源に充てるため、新たに基金を設置することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

## 大口町基金条例の一部を改正する条例

大口町基金条例(平成25年大口町条例第46号)の一部を次のように改正する。  
別表第1に次のように加える。

江南丹羽環境管理組合環境美化センター解体事業基金	江南丹羽環境管理組合環境美化センターの解体事業を実施するため、町長が必要と認めた額を積み立てる。	江南丹羽環境管理組合環境美化センターの解体事業の財源として充てるとき。
--------------------------	--	-------------------------------------

別表第3に次のように加える。

江南丹羽環境管理組合環境美化センター解体事業基金	一般会計
--------------------------	------

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町基金条例の一部改正新旧対照表

新			旧		
別表第1（第2条、第3条関係）			別表第1（第2条、第3条関係）		
名称	目的及び積立ての額	処分	名称	目的及び積立ての額	処分
略	略	略	略	略	略
森林環境事業基金	森林環境事業を推進するため、町長が必要と認めた額を積み立てる。	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第34条の規定による木材利用の促進及び普及啓発のための事業の実施に必要な財源に充てるとき。	森林環境事業基金	森林環境事業を推進するため、町長が必要と認めた額を積み立てる。	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第34条の規定による木材利用の促進及び普及啓発のための事業の実施に必要な財源に充てるとき。
江南丹羽環境管理組合環境美化センター解体事業基金	江南丹羽環境管理組合環境美化センターの解体事業を実施するため、町長が必要と認めた額を積み立てる。	江南丹羽環境管理組合環境美化センターの解体事業の財源として充てるとき。			
別表第3（第3条、第7条関係）			別表第3（第3条、第7条関係）		
基金の名称	会計名	基金の名称	会計名		
略	略	略	略		
森林環境事業基金	一般会計	森林環境事業基金	一般会計		
江南丹羽環境管理組合環境美化センター解体事業基金	一般会計				

## 改正要旨

### 1 改正理由

尾張北部環境組合が整備している新ごみ処理施設が令和7年度に稼働予定であることに伴い、必要となると見込まれる江南丹羽環境管理組合環境美化センターの解体事業費として備えるためこの基金を設置します。

### 2 必要額の根拠

積立目標額 161,000,000円

目標額の根拠

- ・環境美化センターの解体事業費見込み 約900,000,000円  
(江南丹羽環境管理組合の試算による)
- ・大口町の負担額見込み 約162,000,000円  
(負担率 約18%と想定)
- ・積立期間 7年間(令和元年度から令和7年度)
- ・年間積立額 23,000,000円

### 3 施行期日

公布の日から施行します。